

# 令和2年度 飲食店における受動喫煙防止対策実態調査結果

## I 調査の概要

### 1 調査の目的

令和2年4月1日に「健康増進法の一部を改正する法律(以下、「改正健康増進法」という)」<sup>※1</sup>が全面施行されたため、施行後の飲食店における受動喫煙防止対策の実施状況を把握するとともに、改正健康増進法の周知を図る。

※1 望まない受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響が大きい子ども、患者等に配慮し、多くの方が利用する施設の区分に応じ、施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、管理権原者の方が講ずべき措置等について定めたもの。これにより、多くの方が利用する全ての施設は原則屋内禁煙(屋内での喫煙を認める場合は喫煙専用室等の設置が必要)となった。

### 2 実施主体

石川県健康福祉部健康推進課

### 3 調査対象

営業許可を受けている県内(金沢市を除く)の飲食店のうち、設備を設けて客に飲食させる施設<sup>※2</sup>の中から2,000店舗を層化無作為抽出した。

※2 調査対象業種: 飲食(軽飲食店、軽食堂、一般食堂、レストラン、料理店、小料理屋、バー、スナック、キャバレー、焼肉屋、めん類食堂、すし屋、中華料理店、おでん屋、浜茶屋)、喫茶店営業

### 4 調査方法

自記式とし、郵送により調査票の配布、回収を行った。

### 5 調査時点

令和3年3月現在

### 6 調査期間

令和3年3月～5月

## II 調査結果

### 1 調査回答率

調査対象2,000施設のうち、回答があったのは612施設であった(回答率:30.6%)(表1)。

表1 調査数及び回答状況

地区		調査数	回答数	回答率(%)
南加賀	小松市、加賀市、能美市、川北町	766	233	30.4
石川中央	かほく市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町	608	182	29.9
能登中部	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町	394	115	29.2
能登北部	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	232	79	34.1
地区不明		-	3	-
計		2,000	612	30.6

## 2 飲食店の施設種別

回答があった 612 施設の施設種別※3を改正健康増進法に基づき分類すると、「経過措置対象の飲食店」は 29.9%、「喫煙を主目的とするバー・スナック」は 3.1%、それ以外の飲食店が最も多く 62.4%であった(表 2、図1)。

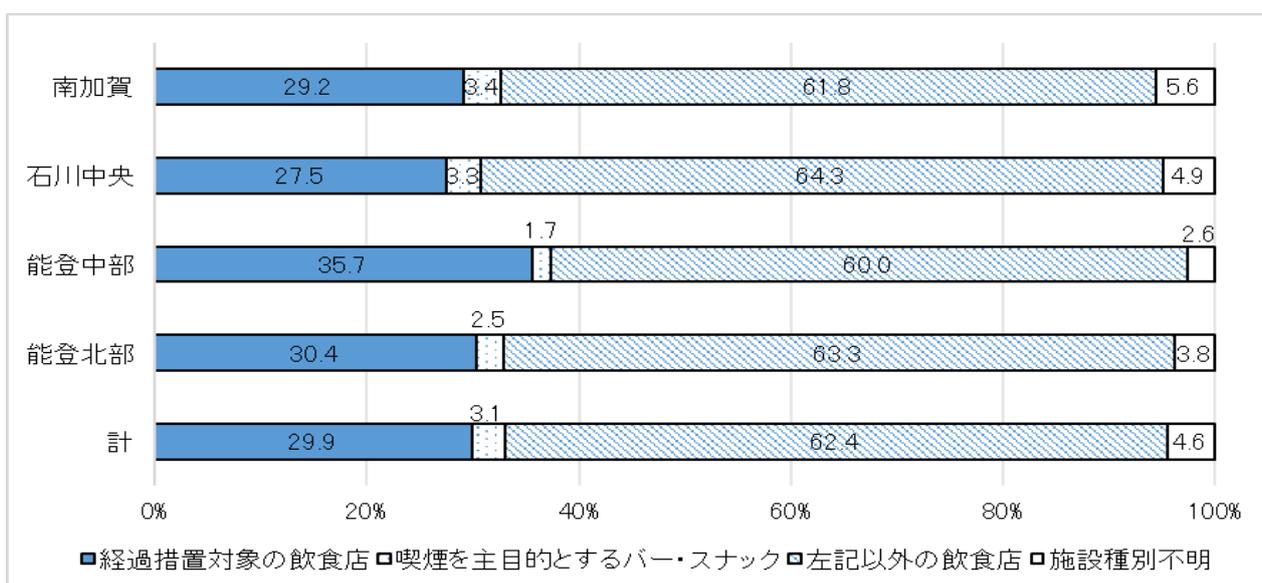
※3 改正健康増進法に基づく飲食店の施設種別

施設種別	概要	改正健康増進法に基づき講ずべき措置
経過措置対象の飲食店 (既存飲食提供施設)	以下をすべて満たす飲食店 ・令和 2 年 4 月 1 日時点で現に存する店舗 ・資本金または出資の総額 5000 万以下の会社 ・客席部分の床面積が 100 m <sup>2</sup> 以下	原則屋内禁煙 (経過措置を選択する場合、店内で喫煙可能)
喫煙を主目的とする バー・スナック	たばこの対面販売(出張販売を含む)をしており、屋内で喫煙場所を提供することを主たる目的とし、設備を設けて客に飲食させる営業(主食を除く)を行う施設	店内で喫煙可能
上記以外の飲食店		原則屋内禁煙 (喫煙を認める場合は、喫煙専用室又は加熱式たばこ専用喫煙室の設置が必要)

表2 飲食店の施設種別

地区	経過措置対象の飲食店		喫煙を主目的とするバー・スナック		左記以外の飲食店		施設種別不明		計	
	回答数	率 (%)	回答数	率 (%)	回答数	率 (%)	回答数	率 (%)	回答数	率 (%)
南加賀	68	29.2	8	3.4	144	61.8	13	5.6	233	100.0
石川中央	50	27.5	6	3.3	117	64.3	9	4.9	182	100.0
能登中部	41	35.7	2	1.7	69	60.0	3	2.6	115	100.0
能登北部	24	30.4	2	2.5	50	63.3	3	3.8	79	100.0
地区不明	0	-	1	33.3	2	66.7	0	-	3	100.0
<b>計</b>	<b>183</b>	<b>29.9</b>	<b>19</b>	<b>3.1</b>	<b>382</b>	<b>62.4</b>	<b>28</b>	<b>4.6</b>	<b>612</b>	<b>100.0</b>

図1 回答があった飲食店の施設種別(地区別)



### 3 調査結果の概要

#### (1) 受動喫煙防止対策の実施状況

受動喫煙防止対策の実施状況としては、「屋内禁煙」と回答した飲食店が全体で 48.9%と最も多く、次いで、「敷地内禁煙」と回答した飲食店が 25.8%であった(図2, 3)。

施設種別の対策をみると、経過措置対象の飲食店や喫煙を主目的とするバー・スナック以外の飲食店では、原則屋内禁煙とする必要があるが、「店内喫煙可能」と回答した飲食店が 4.5%みられた(図2)。

地区別の対策をみると、「敷地内禁煙」又は「屋内禁煙」と回答した飲食店は地区によって大きな差はみられないが、能登中部地区が 80.0%と最も高かった(図3)。

図2 受動喫煙防止対策の実施状況(施設種別)

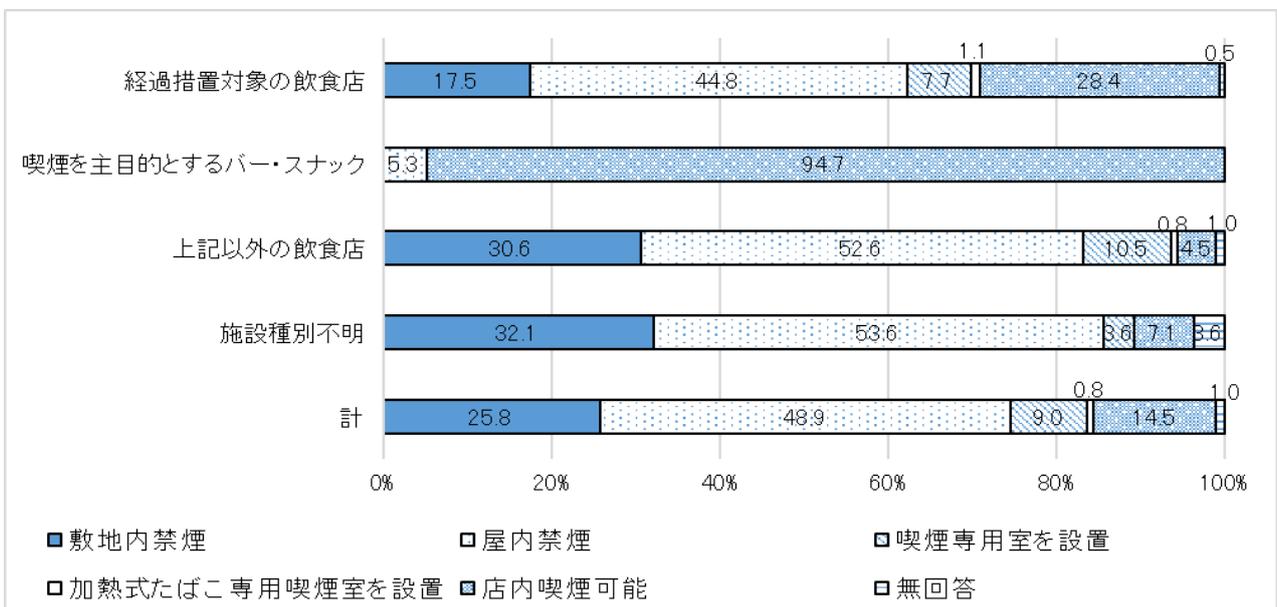
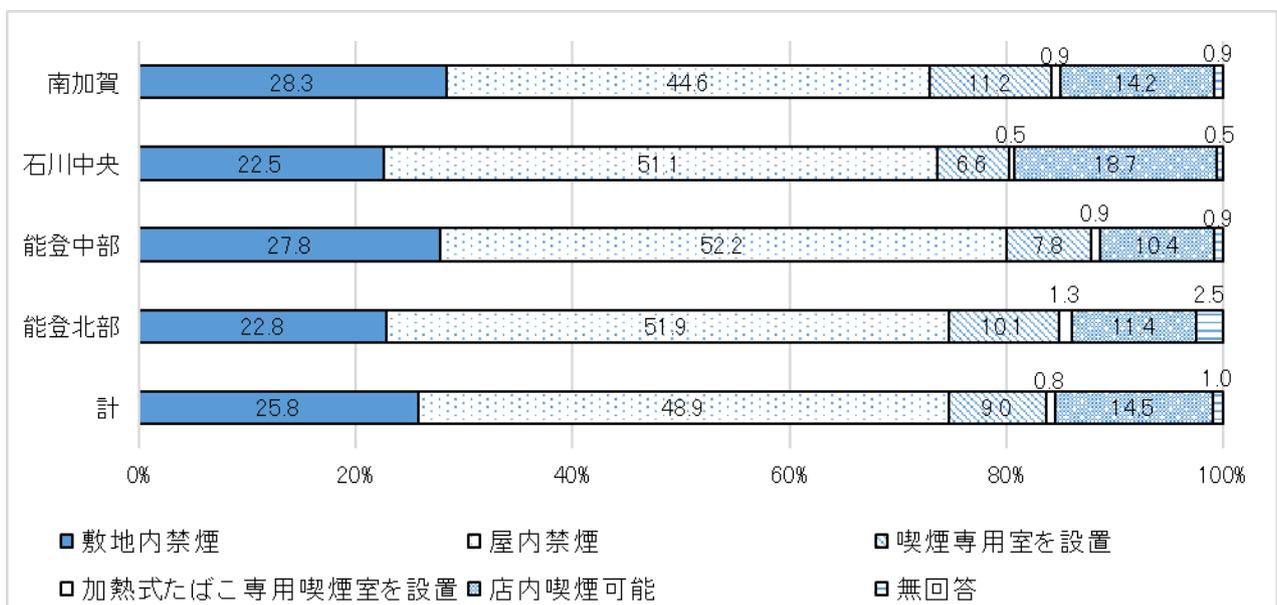


図3 受動喫煙防止対策の実施状況(地区別)



## (2) 受動喫煙防止対策の今後の予定

受動喫煙防止対策の今後の予定としては、「現在の取り組みを継続」と回答した飲食店が全体で 68.8%と最も多く、「敷地内禁煙」又は「屋内禁煙」と回答した飲食店は 7.7%であった(図4, 5)。

施設種別の予定をみると、経過措置対象の飲食店では、「現在の取り組みを継続」と回答した飲食店が 70.5%と最も多く、「敷地内禁煙」又は「屋内禁煙」と回答した飲食店は 7.6%であった(図4)。

地区別の予定をみると、「敷地内禁煙」又は「屋内禁煙」と回答した飲食店は地区によって大きな差はみられないが、能登北部地区が 11.4%と最も高かった(図5)。

図4 受動喫煙防止対策の今後の予定(施設種別)

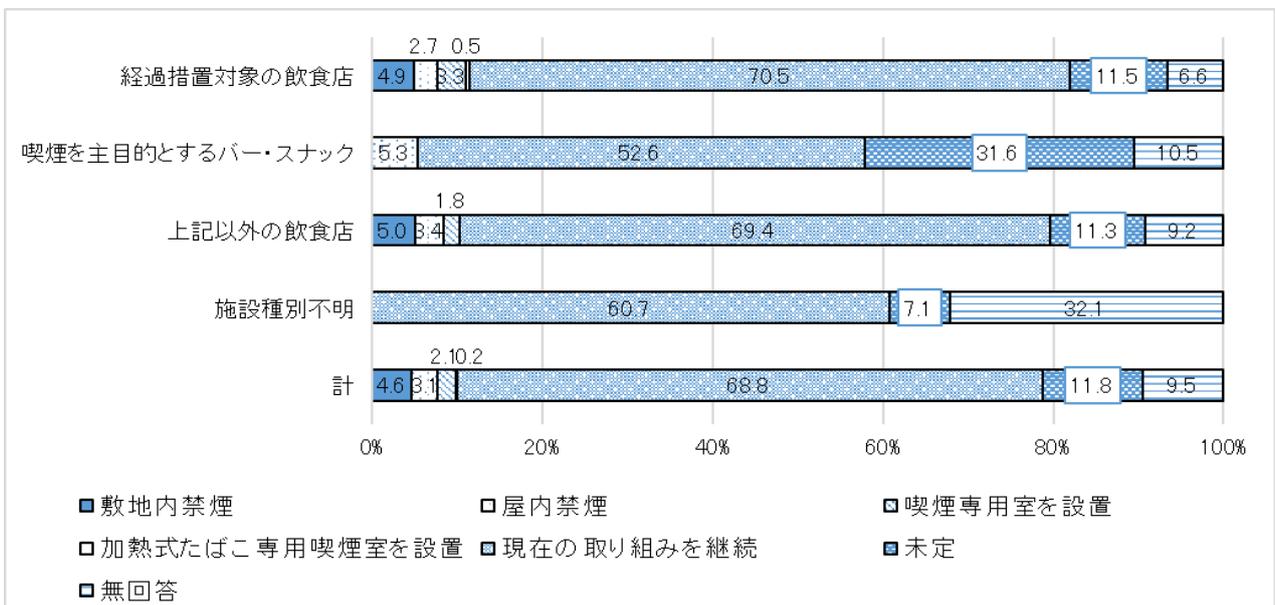
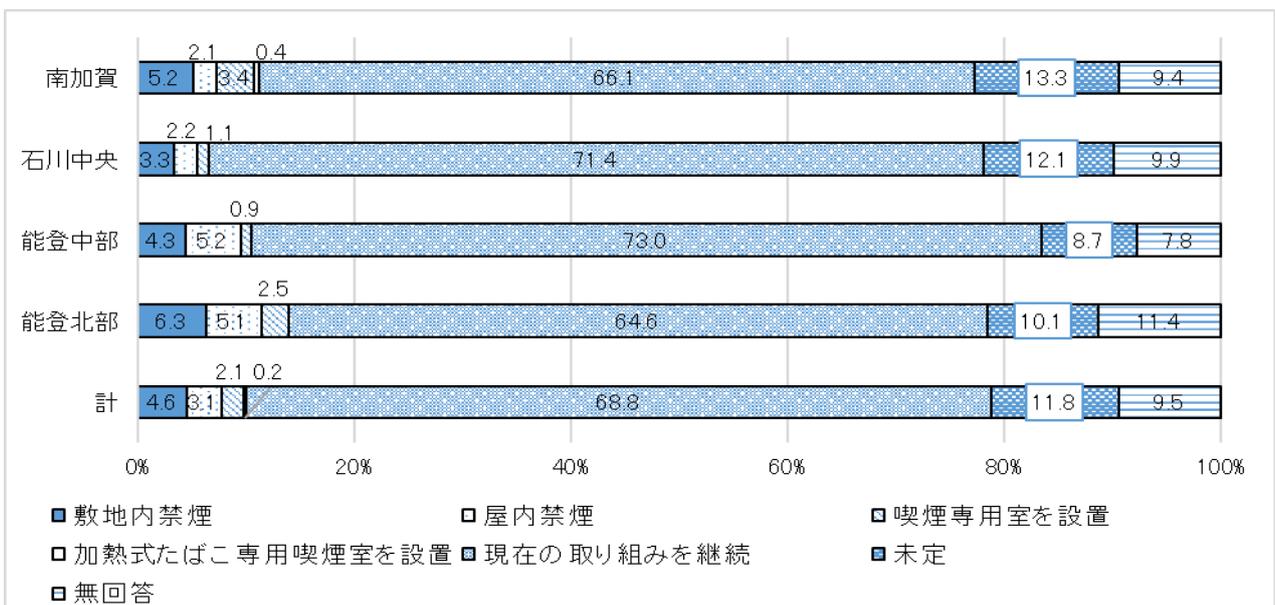


図5 受動喫煙防止対策の今後の予定(地区別)



### (3) 店内喫煙可能と回答した飲食店における受動喫煙防止対策の今後の予定

(1) 受動喫煙防止対策の実施状況で、「店内喫煙可能」と回答した飲食店 (n=89) に限って今後の予定をみると、「現在の取り組みを継続」と回答した飲食店が全体で 52.8%と最も多く、「敷地内禁煙」又は「屋内禁煙」と回答した飲食店は 9.0%であった(図6, 7)。

施設種別の予定をみると、経過措置対象の飲食店や喫煙を主目的とするバー・スナック以外の飲食店では、原則屋内禁煙とする必要があるが、「敷地内禁煙」又は「屋内禁煙」と回答した飲食店は 23.5%であり、「現在の取り組みを継続」と回答した飲食店が 11.8%みられた(図6)。

地区別の予定をみると、「敷地内禁煙」又は「屋内禁煙」と回答した飲食店は能登中部地区が 16.6%と最も高く、「現在の取り組みを継続」と回答した飲食店についても、能登中部地区が 66.7%と最も高かった(図7)。

図6 店内喫煙可能と回答した飲食店における受動喫煙防止対策の今後の予定(施設種別)(再掲)

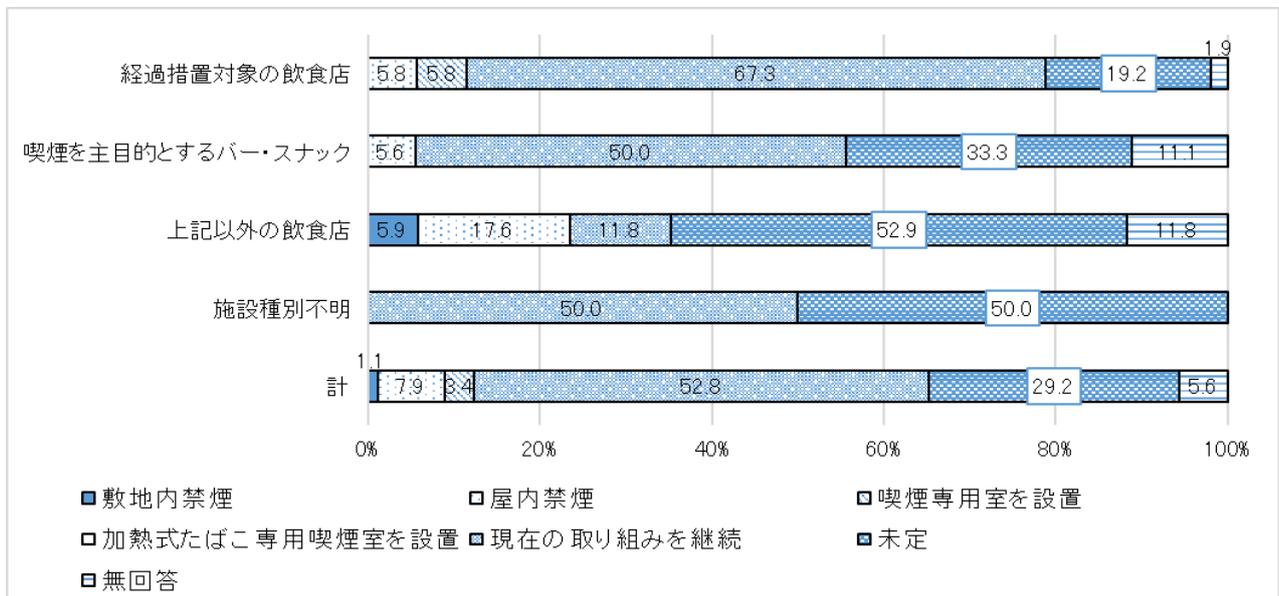
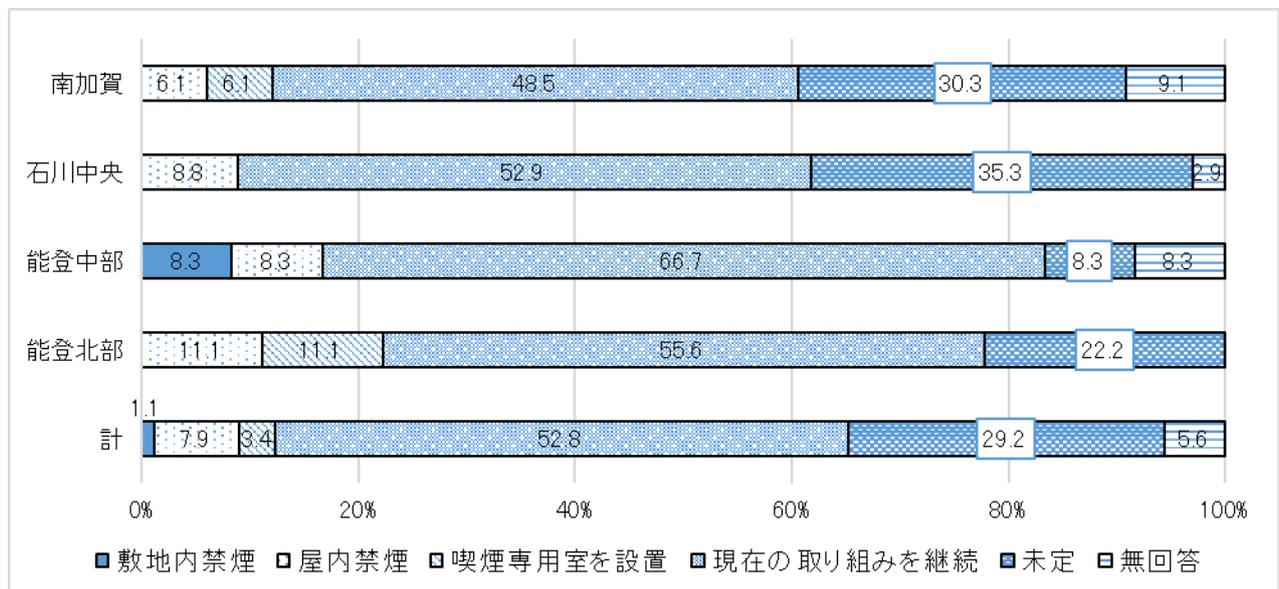


図7 店内喫煙可能と回答した飲食店における受動喫煙防止対策の今後の予定(地区別)(再掲)



### Ⅲ 調査項目別集計表

表3-1 受動喫煙防止対策の実施状況(施設種別) (上段:実数、下段:%)

	敷地内 禁煙	屋内 禁煙	喫煙専 用室を 設置	加熱式 たばこ専 用喫煙 室を設置	店内喫 煙可能	無回答	総計
経過措置対象 の飲食店	32 17.5	82 44.8	14 7.7	2 1.1	52 28.4	1 0.5	183 100.0
喫煙を主目的と するバー・スナック	0 0.0	1 5.3	0 0.0	0 0.0	18 94.7	0 0.0	19 100.0
上記以外 の飲食店	117 30.6	201 52.6	40 10.5	3 0.8	17 4.5	4 1.0	382 100.0
施設種別不明	9 32.1	15 53.6	1 3.6	0 0.0	2 7.1	1 3.6	28 100.0
総計	158 25.8	299 48.9	55 9.0	5 0.8	89 14.5	6 1.0	612 100.0

表3-2 受動喫煙防止対策の実施状況(地区別) (上段:実数、下段:%)

	敷地内 禁煙	屋内 禁煙	喫煙専 用室を 設置	加熱式 たばこ専 用喫煙 室を設置	店内喫 煙可能	無回答	総計
南加賀	66 28.3	104 44.6	26 11.2	2 0.9	33 14.2	2 0.9	233 100.0
石川中央	41 22.5	93 51.1	12 6.6	1 0.5	34 18.7	1 0.5	182 100.0
能登中部	32 27.8	60 52.2	9 7.8	1 0.9	12 10.4	1 0.9	115 100.0
能登北部	18 22.8	41 51.9	8 10.1	1 1.3	9 11.4	2 2.5	79 100.0
地区不明	1 33.3	1 33.3	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	3 100.0
総計	158 25.8	299 48.9	55 9.0	5 0.8	89 14.5	6 1.0	612 100.0

表4-1 受動喫煙防止対策の今後の予定(施設種別) (上段:実数、下段:%)

	敷地内 禁煙	屋内 禁煙	喫煙専 用室を 設置	加熱式 たばこ専 用喫煙 室を設置	現在の 取り組み を継続	未定	無回答	総計
経過措置対象 の飲食店	9 4.9	5 2.7	6 3.3	1 0.5	129 70.5	21 11.5	12 6.6	183 100.0
喫煙を主目的と するバー・スナック	0 0.0	1 5.3	0 0.0	0 0.0	10 52.6	6 31.6	2 10.5	19 100.0
上記以外 の飲食店	19 5.0	13 3.4	7 1.8	0 0.0	265 69.4	43 11.3	35 9.2	382 100.0
施設種別不明	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	17 60.7	2 7.1	9 32.1	28 100.0
総計	28 4.6	19 3.1	13 2.1	1 0.2	421 68.8	72 11.8	58 9.5	612 100.0

表4-2 受動喫煙防止対策の今後の予定(地区別)

(上段:実数、下段:%)

	敷地内 禁煙	屋内 禁煙	喫煙専 用室を 設置	加熱式 たばこ専 用喫煙 室を設置	現在の 取り組み を継続	未定	無回答	総計
南加賀	12	5	8	1	154	31	22	233
	5.2	2.1	3.4	0.4	66.1	13.3	9.4	100.0
石川中央	6	4	2	0	130	22	18	182
	3.3	2.2	1.1	0.0	71.4	12.1	9.9	100.0
能登中部	5	6	1	0	84	10	9	115
	4.3	5.2	0.9	0.0	73.0	8.7	7.8	100.0
能登北部	5	4	2	0	51	8	9	79
	6.3	5.1	2.5	0.0	64.6	10.1	11.4	100.0
地区不明	0	0	0	0	2	0	1	3
	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	33.3	100.0
総計	28	19	13	1	421	72	58	612
	4.6	3.1	2.1	0.2	68.8	11.8	9.5	100.0

表5-1 店内喫煙可能と回答した飲食店における受動喫煙防止対策の今後の予定(施設種別)(再掲)

(上段:実数、下段:%)

	敷地内 禁煙	屋内 禁煙	喫煙専 用室を 設置	加熱式 たばこ専 用喫煙 室を設置	現在の 取り組み を継続	未定	無回答	総計
経過措置対象 の飲食店	0	3	3	0	35	10	1	52
	0.0	5.8	5.8	0.0	67.3	19.2	1.9	100.0
喫煙を主目的と するバー・スナック	0	1	0	0	9	6	2	18
	0.0	5.6	0.0	0.0	50.0	33.3	11.1	100.0
上記以外 の飲食店	1	3	0	0	2	9	2	17
	5.9	17.6	0.0	0.0	11.8	52.9	11.8	100.0
施設種別不明	0	0	0	0	1	1	0	2
	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	100.0
総計	1	7	3	0	47	26	5	89
	1.1	7.9	3.4	0.0	52.8	29.2	5.6	100.0

表5-2 店内喫煙可能と回答した飲食店における受動喫煙防止対策の今後の予定(地区別)(再掲)

(上段:実数、下段:%)

	敷地内 禁煙	屋内 禁煙	喫煙専 用室を 設置	加熱式 たばこ専 用喫煙 室を設置	現在の 取り組み を継続	未定	無回答	総計
南加賀	0	2	2	0	16	10	3	33
	0.0	6.1	6.1	0.0	48.5	30.3	9.1	100.0
石川中央	0	3	0	0	18	12	1	34
	0.0	8.8	0.0	0.0	52.9	35.3	2.9	100.0
能登中部	1	1	0	0	8	1	1	12
	8.3	8.3	0.0	0.0	66.7	8.3	8.3	100.0
能登北部	0	1	1	0	5	2	0	9
	0.0	11.1	11.1	0.0	55.6	22.2	0.0	100.0
地区不明	0	0	0	0	0	1	0	1
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
総計	1	7	3	0	47	26	5	89
	1.1	7.9	3.4	0.0	52.8	29.2	5.6	100.0